

訪問介護サービス

重要事項説明書

事業所番号 2874100015

株式会社 のもと本店

指定訪問介護事業所

〒671-1301 兵庫県たつの市御津町黒崎 268

TEL 079-322-0878

FAX 079-322-0932

設置主体	株式会社 の も と 代表取締役 野本 利明 兵庫県たつの市御津町黒崎262 TEL 079-322-0878
設置年月	昭和54年5月23日
訪問介護事業所	株式会社 の も と 本店 訪問介護サービス事業所 兵庫県たつの市御津町黒崎268 TEL 079-322-0878
開設年月	平成12年4月1日

(一) 事業の目的及び運営方針

1 事業の目的

株式会社 の も と 本店 指定訪問介護事業所が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するための人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

2 運営方針

- ① 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。
- ② 事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービスを行う。

(二) 職員の職種、人員及び職務の内容

1 管理者 野本 昌子

管理者は、事業所の従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問介護の提供にあたるものとする。

2 サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用に関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等

- | | |
|----------|----|
| 介護福祉士 | 1名 |
| 実務者研修修了者 | 2名 |
| 2級課程修了者 | 1名 |

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(三) 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日～土曜日

但し年末年始(12月28日～1月3日)とお盆休み(8月13日～8月15日(年によっては1～2日前後するときもある))、祝祭日も休みとする。

- 2 営業時間 午前8時から午後5時までとする。(土曜は9時～12時)

- 3 電話・FAX等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

- 4 訪問可能な時間帯 年中無休・午前8:00～午後7:00(相談により早朝、夜間の訪問も可能)

(四) サービスの提供方法、内容

- 1 訪問介護サービスとして、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して

①入浴、排泄、食事の介護 ②調理、洗濯、清掃等の家事 ③生活等に関する相談及び助言 ④その他利用者に必要な日常生活上の世話を提供します。ただし、経管栄養、吸入等の処置など医療行為に該当するサービスは禁止されているため行いません。

- 2 利用者の家族に対する調理や洗濯など、利用者以外の者にサービスを提供する場合には介護保険適用外部分となり、別に契約を締結する必要があります。

- 3 訪問介護員等は、サービスの提供の都度、利用者又は利用者の家族の同意を得てサービス提供に必要な範囲で消耗品や器具、材料を使用します。

- 4 訪問介護員等が提供するサービスのうち、利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無については、利用サービス一覧表に記載したとおりです。

- 5 利用者はいつでも訪問介護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。利用者からの申し出があった場合、当事業所の(一)に規定する訪問介護サービスの目的に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問介護サービスの内容を変更します。

＜提供するサービスの内容＞

身体介護・・・・・食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換等
(寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の方)

生活援助・・・・・買物、調理、掃除、洗濯、居室の整理整頓、受け取り等
(當時の介護までは必要ないが、日常生活に支援が必要な状態の方)

(五) 利用料及びその他の費用

- 1 訪問介護員等が提供する訪問介護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、別紙に記載したとおりです。
- 2 訪問介護員等から提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は当事業所に対し、原則として介護保険負担割合証に基づき利用料1～3割を支払います。
- 3 利用者が訪問介護員等の提供するサービスの利用をキャンセルする時は、当事業所は利用者に対し、キャンセルした時期に応じて、次に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 4 利用者は、当事業所に対し、当月の利用料を翌月に現金及び銀行引き落としの方法で支払います。
- 5 償還払いの場合は、利用者に全額自己負担していただきます。

償還払いとは、一旦全額を（利用料の10割）お支払いいただき、市町村で償還払い手続きをした後9割～7割が戻ってくる制度です。

その時には、サービス提供証明書を付いたします。

〈キャンセル料〉

前日までの連絡の場合・・・・・・キャンセル料は不要です

直前の連絡や訪問時のキャンセルの場合また、不在の場合は実費で500円をいただきます。

ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

- 6 利用者の居宅が、通常の事業実施区域以外の場合、おおむね片道10km以上は200円をいただきます。

(六) 通常の事業実施区域

姫路市、揖保郡太子町、たつの市

ここに記載されております地域は、交通費が含まれております。

(七) 身分証携帯義務

当事業所の訪問介護員等は常に身分証を携帯し、①初めて利用者の居宅を訪問した時 ②利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

(八) 損害賠償

- 1 訪問介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償いたします。
- 2 当事業所は万が一の事故に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

〈お問い合わせ先〉

あいおいニッセイ同和

損害保険株式会社

代理店 (株)サンヨー保険事務所

住所 姫路市大津区天神町1丁目42-13

電話 079-237-7755

(九) サービス提供の手順

- 1 ケアプラン(利用者の居宅サービス計画)に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況、利用意向をもとに訪問介護計画書を作成いたします。
- 2 契約締結後のサービス提供は、作成した内容により実施いたしますが、状況の変化、意向の変動などにより内容変更を行うことも可能です。
- 3 サービス提供後、月末に実績を訪問介護員が当事業所に報告し、翌月に利用者に前月分利用料金のお知らせをして、現金で支払うか銀行引き落としの方法で徴収いたします。

サービス提供責任者(訪問介護計画作成者)

氏名 _____

(十) 緊急時の対応

- 1 当事業所は訪問介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに別紙記載の主治医又は協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院など必要な措置をとります。
- 2 前項の場合、当事業所は別紙記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

(十一) 秘密の保持

- 1 当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 当事業所は従業員が退職後、在籍中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

(十二) 担当者の変更

当事業所は訪問介護サービスを提供するにあたって、利用者又は利用者の家族から訪問介護担当者の変更を希望された場合には、当事業所にご相談の上、必要なときは変更いたします。

(十三) 記録の保管

- 1 当事業所は、訪問介護サービスの提供記録を5年以上保管いたします。
- 2 当事業所の訪問介護サービス提供記録は、利用者又は利用者の家族に限り閲覧をすることができます。
- 3 当事業所は、訪問介護サービスの提供記録を利用者又は利用者の家族に限り、希望があれば、記録の写しを交付することができます。

(十四) 苦情・相談の窓口

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問介護サービスに苦情がある場合、いつでも下記の相談窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 当事業所は、利用者から提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合に、迅速・適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

[電 話 番 号] 079-322-0878

[FAX 番号] 079-322-0932

[開 設 時 間] 24時間体制

[担 当 者] 管理者 野本 昌子

[姫路市の相談窓口]	姫路市役所 介護保険課 電話番号 079-221-2923
[御津町の相談窓口]	御津総合支所 地域振興課 電話番号 079-322-1451
[太子町の相談窓口]	太子町役場 高年介護課 電話番号 079-276-6715
[たつの市の相談窓口]	たつの市役所 高年福祉課 電話番号 0791-64-3155
[揖保川町の相談窓口]	揖保川総合支所 地域振興課 電話番号 0791-72-2523
[国保連の相談窓口]	兵庫県国民健康保険団体連合会 電話番号 078-332-5617

(十五) 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、書類を交付し、利用者にその内容を口頭で説明します。

(十六) 重要事項説明書の確認

当事業所が重要事項説明書を説明した日	・	・
重要事項説明書を説明した当事業所の担当者		
重要事項説明書の説明を受け、同意された利用者の署名及び確認印		
代理人	印	(利用者との続柄)

緊急時の対応方法

*主治医 利用者の主治医 _____
 所属医療機関名称 _____
 所在地及び電話番号 _____

*家族 緊急連絡先 _____ (続柄：)
 電話番号 _____

訪問介護サービス 利用料・利用者負担額

【身体介護のサービス】 ・食事、入浴、排泄、更衣、通院介助 等

【生活援助のサービス】 ・掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理 等

区分	サービス提供時間	介護報酬額	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体 介護	20分未満	1,630円	163円	326円	486円
	20以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	791円	1,161円
	1時間以上1時間半未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	以降30分を増すごとに	820円	82円	164円	246円
生活 援助	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

★ 介護保険適用になる場合は、介護保険負担割合証に基づき自己負担額が
1割～3割になります。

- * 新規に訪問介護を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回に限り 200 円/月いただきます。(尚、過去 2 ヶ月以上に渡り御利用が無く、再度訪問介護をご利用される場合は新たに初回加算が発生しますのでご了承ください。)
- * 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、緊急時訪問介護加算として 100 円/回いただきます。
- * 特定事業所加算Ⅱの算定により、利用者負担額に 10% を乗じた数が利用料に加算となります。
- * 介護職員処遇改善加算については、上記特定事業所加算を追加した利用者負担額に処遇改善加算Ⅳ（14.5%）を乗じた数が利用料に加算となります。

個人情報提示同意書

訪問介護事業所においてサービス内容等の説明のため、
私（利用者）の最低限の個人情報を伝えることに同意します。

令和 年 月 日

事業者

訪問介護事業所 株式会社 のもと 本店

利用者

住 所

氏 名

印

代筆の場合

住 所

氏 名

印